

# 熊本市公報

## 第 1366 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務課  
発行日 毎月 15 日・末日

## 目 次

### 告 示

○放置自転車の移動及び返還（告示第 861 号）	1477
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 862 号）	1477
○市道の区域変更（告示第 864 号）	1478
○市道の供用開始（告示第 865 号）	1478
○第 20 回熊本市景観審議会の開催（告示第 866 号）	1479
○市道の区域変更（告示第 867 号）	1479
○市道の供用開始（告示第 868 号）	1480
○市道の区域変更（告示第 869 号）	1480
○放置自転車の売却等（告示第 870 号）	1481
○参加差押解除通知書の公示送達（告示第 871 号）	1481
○熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度試行要綱の制定（告示第 873 号）	1481
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 875 号）	1482
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 876 号）	1483
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 877 号）	1485
○生活保護法による指定介護機関の休止（告示第 878 号）	1485
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 879 号）	1485
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 880 号）	1486
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 881 号）	1487
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の指定（告示第 882 号）	1488
○第 21 回熊本市景観審議会の開催（告示第 883 号）	1488
○平成 25 年第四回定例会市議会の招集（告示第 884 号）	1488
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による医療機関の辞退 （告示第 885 号）	1489
○地縁団体の認可（告示第 886 号）	1489
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 887 号）	1490
○熊本市の財政状況の公表（告示第 888 号）	1490
○土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定等（告示第 889 号）	1491

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 774 号）	1491
○開発行為に関する工事の完了（公告第 775 号）	1491
○平成 25 年度地籍調査事業の一筆地調査における土地所有者の所在不明（公告第 780 号）	1491
○開発行為に関する工事の完了（公告第 782 号）	1492

○開発行為に関する工事の完了（公告第 786 号）	1492
○開発行為に関する工事の完了（公告第 787 号）	1492
○開発行為に関する工事の完了（公告第 789 号）	1493
○開発行為に関する工事の完了（公告第 790 号）	1493
<b>中 央 区</b>	
○住民票の職権消除（中央区告示第 22 号）	1493
○住民票の職権消除（中央区告示第 23 号）	1494
<b>東 区</b>	
○住民票の職権消除（東区告示第 11 号）	1494
○住民票の職権消除（東区告示第 12 号）	1494
<b>西 区</b>	
○住民票の職権消除（西区告示第 10 号）	1494
<b>北 区</b>	
○住民票の職権消除（北区告示第 10 号）	1494
○住民票の職権消除（北区告示第 11 号）	1495
<b>上下水道局</b>	
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 69 号）	1495
<b>教育委員会</b>	
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 15 号）	1495
<b>農業委員会</b>	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 13 号）	1496
<b>人事委員会</b>	
○熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 5 号）	1496

告 示
-----

告示第 861 号

平成 25 年 11 月 18 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車等を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車等が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
  - (1) 自転車等を移動保管した年月日及び放置されていた場所  
平成 25 年 11 月 12 日 熊本駅北
  - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
  - (3) 保管の期間 平成 25 年 2 月 20 日まで
- 2 移動・保管台数  
自転車等 1 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間  
月曜日から土曜日まで  
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで  
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車等の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）  
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）  
熊本市平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示第 862 号

平成 25 年 11 月 19 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
11月7日	はり札等	27	土河原・野口・八分字・砂原	11月8日
11月8日	はり札等	10	八分字・近見・荒尾	11月9日
11月11日	はり札等	2	水前寺・帯山	11月12日
11月12日	はり札等	4	下南部・沼山津	11月13日
	立看板等	1	秋津	

11月14日	はり札等	2	城南	11月15日
11月15日	はり札等	1	鶴羽田	11月16日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 864 号

平成 25 年 11 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
3-337	大江 2 丁目第 8 号線	中央区大江二丁目 876 番 6 地先から 中央区大江二丁目 873 番 1 地先まで	旧	3.8 ～ 3.8	4.0
		中央区大江二丁目 876 番 6 地先から 中央区大江二丁目 873 番 1 地先まで	新	5.6 ～ 5.6	4.0

告示第 865 号

平成 25 年 11 月 20 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
3-337	大江 2 丁目第 8 号線	中央区大江二丁目 876 番 6 地先から 中央区大江二丁目 873 番 1 地先まで	平成 25 年 11 月 20 日

告 示 第 8 6 6 号

平成 25 年 11 月 20 日

第 20 回熊本市景観審議会の開催にあたり、熊本市景観審議会傍聴実施要領（平成 14 年 12 月 2 日制定）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開催日時  
平成 25 年 11 月 26 日(火) 午前 10 時 40 分から
- 2 会場  
熊本市中央区花畑町 4 番 18 号  
国際交流会館 4 階第 3 会議室
- 3 議案  
議題 NHK 熊本放送会館の建築計画について
- 4 傍聴申し込み手続き
  - (1) 申し込み期限 平成 25 年 11 月 22 日（金） 17 時まで
  - (2) 申し込み先 熊本市都市建設局 開発景観課 景観整備係  
電話 096-328-2507 内線 2507
  - (3) 定員 10 名（申込みが定員を超える場合は公開抽選）

告 示 第 8 6 7 号

平成 25 年 11 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
6-207	春日 7 丁目 第 8 号線	西区春日七丁目 1 番 1 地先から 西区春日七丁目 20 番 1 地先まで	旧	1.0 ～ 1.0	74.2
		西区春日七丁目 1 番 1 地先から 西区春日七丁目 20 番 1 地先まで	新	6.0 ～ 10.0	74.2
18-22	上代第 16 号線	西区春日七丁目 1197 番 2 地先から 西区春日七丁目 1 番 1 地先まで	旧	4.0 ～ 6.1	113.9
		西区春日七丁目 1197 番 2 地先から 西区春日七丁目 1 番 1 地先まで	新	6.0 ～ 7.0	113.9

告 示 第 8 6 8 号

平成 25 年 11 月 20 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域		供用開始の期日
		区 間		
6-207	春日 7 丁目第 8 号線	西区春日七丁目 1 番 1 地先から 西区春日七丁目 20 番 1 地先まで		平成 25 年 11 月 20 日
18-22	上代第 16 号線	西区春日七丁目 1197 番 2 地先から 西区春日七丁目 1 番 1 地先まで		平成 25 年 11 月 20 日

告 示 第 8 6 9 号

平成 25 年 11 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
7-322	島崎 6 丁目 第 5 号線	西区島崎六丁目 84 番地先から 西区島崎六丁目 194 番地先まで	旧	3.7 ～ 6.1	11.0
		西区島崎六丁目 84 番地先から 西区島崎六丁目 194 番地先まで	新	14.3 ～ 16.5	11.0
7-323	島崎 5 丁目 6 丁目第 1 号線	西区島崎六丁目 186 番地先から 西区島崎六丁目 180 番 1 地先まで	旧	3.6 ～ 4.5	51.4
		西区島崎六丁目 186 番地先から 西区島崎六丁目 180 番 1 地先まで	新	8.7 ～ 13.7	56.8

## 告 示 第 8 7 0 号

平成 25 年 11 月 21 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 11 月 21 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 154 台

## 告 示 第 8 7 1 号

平成 25 年 11 月 21 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 88 条第 1 項、同法第 84 条第 3 項、同法第 82 条第 2 項の規定に基づく参加差押解除通知書の送達を受けるべき者が国外へ転出しているため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 人
- 2 送達をする書類名  
参加差押解除通知書

## 告 示 第 8 7 3 号

平成 25 年 11 月 25 日

熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度試行要綱を次のように定める。

熊本市長 幸 山 政 史

## 熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度試行要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、業務委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の試行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象業務等)

第 2 条 次の各号に掲げる業務委託の競争入札をする場合は、最低制限価格を設けることができるものとする。

- (1) 庁舎等の清掃業務委託（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）に該当するものを除く。）
- (2) 人的警備業務委託（機械警備を含むものを除く。）
- 2 前項各号に掲げる業務委託の契約の入札において、最低制限価格を設けようとする場合は、事前に、局の契約事務調査会議においてその内容を審査するものとする。ただし、前項第 1 号に規定する業務委託について、契約検査総室において入札するものは除くものとする。
- 3 設計に際しては、使用する単価に関する情報の収集等を行い、詳細かつ具体的な方法により設計金額を積算するよう努めるものとする。
- 4 発注に際しては、業務の範囲を仕様書において明確に定めるよう努めるものとする。

## (最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「予定価格」という。）に 10 分の 7 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円に満たない端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

## (最低制限価格の記載)

第 4 条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

## (入札参加者への周知)

第 5 条 最低制限価格を設けたときは、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知にその旨を記載しなければならない。

## (落札決定)

第 6 条 開札の結果、最低制限価格に満たない価格で入札した者については、当該入札者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいない場合には、入札執行者は直ちに再度入札をすることができる。

3 前項の規定により再度入札を行う場合については、当初の入札を辞退若しくは棄権した者又は無効な入札若しくは最低制限価格未満での入札をした者は、当該再度入札に参加できないこととする。

## (最低制限価格の非公開)

第 7 条 最低制限価格は、公開しない。

## (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、業務委託の最低制限価格制度の試行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの及び指名競争入札にあつては同日以降に指名をするもののうち、平成 26 年 3 月 1 日以降に履行を開始するものについて適用する。

告 示 第 8 7 5 号

平成 25 年 11 月 26 日

平成 24 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

## 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 198 件 |
| (2) 固定資産税      | 1 件   |
| (3) 軽自動車税      | 1 件   |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 18 件  |
| (5) 法人市民税      | 2 件   |

告 示 第 8 7 6 号

平成 25 年 1 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
茶話本舗デイサービス笑都 熊本市東区江津一丁目 30 番 30 号 株式会社春智会 代表取締役 橋本 和久	通所介護	平成 25 年 10 月 15 日
永の郷デイサービスセンター 熊本市南区城南町永 1209 医療法人社団博文会 理事長 小島 博文	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 10 月 16 日
しらゆり薬局 熊本市西区春日一丁目 11-18 株式会社ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 10 月 10 日
居宅介護支援事業所 いちご 熊本市南区奥古閑町 1966 番地 合同会社一悟 代表社員 荒木 一子	居宅介護支援	平成 25 年 11 月 1 日
居宅介護支援事業所 グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目 1-24 社会福祉法人青照会 理事長 竹村 照章	居宅介護支援	平成 25 年 10 月 18 日
デイサービス グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目 1-24 社会福祉法人青照会 理事長 竹村 照章	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 10 月 18 日
ショートステイ グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目 1-24 社会福祉法人青照会 理事長 竹村 照章	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 25 年 10 月 18 日
特別養護老人ホーム グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目 1-24 社会福祉法人青照会 理事長 竹村 照章	介護老人福祉施設	平成 25 年 10 月 18 日

訪問介護事業所 さくら苑 熊本市南区城南町舞原 1 4 6 6 - 1 株式会社 リニエルサプライ 代表取締役 中村 正章	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
ふくえん熊本 熊本市南区田迎五丁目 3 番 2 7 号 株式会社ふくえん 代表取締役 益田 勇一	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
リハセンターみどりの樹 琴平 熊本市中央区琴平二丁目 1 番 7 号 株式会社リープス・ケア 代表取締役 中島 理子	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
訪問看護ステーションスマイルメイト 熊本市西区田崎二丁目 2 番 4 8 号 株式会社 スマイルメイト 代表取締役 田嶋 由香	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 2 5 年 1 1 月 5 日
風流街もやい館 デイサービスセンター五福 熊本市中央区細工町四丁目 3 4 番地 1 医療法人社団 宮本会 理事長 宮本 康志	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 5 年 1 1 月 7 日
せいじのヘルパーステーション 熊本市西区島崎二丁目 1 1 番 1 3 号 医療法人 金澤会 理事長 金澤 知徳	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成 2 5 年 1 1 月 8 日
ミューチュアル介護サポート 熊本市北区龍田八丁目 9 - 7 2 合同会社 リンク 代表社員 吉海 縁	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 2 5 年 1 1 月 8 日
パピルス 熊本市西区横手五丁目 4 番 1 1 号 有限会社カームライフ 代表取締役 田邊 法子	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日
セガミ薬局 江津店 熊本市南区田井島一丁目 1 1 番 6 号 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪 薫	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 2 5 年 1 1 月 1 日
小規模多機能ホーム ブロッサムわかば 熊本市東区若葉一丁目 3 3 番 1 6 号 株式会社ヒューマンケアブロッサムズ 代表取締役 橋部 昌浩	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 2 5 年 1 0 月 1 日

告示第 877 号

平成 25 年 11 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：アイン薬局 富合店 所在地：熊本市南区富合町古閑 959-1 開設者：株式会社アインファーマシーズ北海道札幌 市白石区東札幌五条二丁目 4 番 30 号 代表取締役 大石 喜一	平成 25 年 11 月 11 日	その他変更
旧	介護機関名称：アイン薬局 富合店 所在地：熊本市南区富合町古閑 959-1 開設者：株式会社アインファーマシーズ北海道札幌 市東区東苗穂五条一丁目 2 番 1 号 代表取締役 大石 喜一		

告示第 878 号

平成 25 年 11 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
J A 熊本市訪問介護センターほほえみ愛 熊本市中央区南熊本一丁目 7 番 26 号 熊本市農業協同組合 代表理事組合長 宮本 隆幸	平成 25 年 9 月 30 日

告示第 879 号

平成 25 年 11 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・申請者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
たさき眼科クリニック 熊本市西区田崎一丁目 3-76 医療法人 たさき眼科クリニック 理事長 池間 宏介	眼科	平成 25 年 9 月 1 日
なかむら漢方内科 熊本市中央区新屋敷三丁目 9-22 中村 雅生	漢方内科・内科	平成 25 年 11 月 1 日

(訪問看護)		
訪問看護ステーションきんもくせい 熊本市南区富合町古閑1012 医療法人 相生会 理事長 入江 伸	訪問看護	平成25年9月1日
(薬局)		
花園ファルマシア琴平通り店 熊本市中央区本荘町720-1 株式会社グリーンノット 代表取締役 出田 くみ子	薬局	平成25年11月1日
(柔道整復)		
すいげんじ鍼灸整骨院 深松 博文 熊本市中央区国府一丁目14番12-102号 深松 博文	柔道整復	平成25年11月2日
(あん摩・マッサージ)		
平島鍼灸治療院 新城 重之 熊本市中央区上水前寺一丁目4-19 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	あん摩・マッ サー ージ	平成25年11月12日
在宅マッサージ 熊本療養サポート 副島 明彦 熊本市中央区新屋敷一丁目20-20 新屋敷シャ トーハイツ1F 副島 明彦	あん摩・マッ サー ージ	平成25年11月6日
(はり・灸)		
平島鍼灸治療院 新城 重之 熊本市中央区上水前寺一丁目4-19 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・灸	平成25年11月12日
すいげんじ鍼灸整骨院 深松 博文 熊本市中央区国府一丁目14番12-102号 深松 博文	はり・灸	平成25年11月11日

告 示 第 8 8 0 号

平成25年11月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名（住所）		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	うちの産婦人科 熊本市南区八幡五丁目10-12 医療法人 内野会 理事長 内野 貴久子	平成25年11月1日	名称変更・開 設者変更
旧	内野医院 熊本市南区八幡五丁目10-12 医療法人 内野会 理事長 内野 元		

(訪問看護)			
新	訪問看護ステーションコスモピア熊本 熊本市東区尾ノ上一丁目14-27 医療法人 堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	平成25年6月22日	所在地変更
旧	訪問看護ステーションコスモピア熊本 熊本市東区尾ノ上一丁目8-30 医療法人 堀尾会 理事長 堀尾 慎彌		
(薬局)			
新	アイン薬局熊本中央店 熊本市南区田井島一丁目11-22 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一 北海道札幌市東区東苗穂五条二丁目4-30	平成25年11月11日	開設者所在地 変更
旧	アイン薬局熊本中央店 熊本市南区田井島一丁目11-22 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一 北海道札幌市東区東苗穂五条一丁目2-1		
新	アイン薬局富合店 熊本市南区富合町古閑959-1 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一 北海道札幌市東区東苗穂五条二丁目4-30	平成25年11月11日	開設者所在地 変更
旧	アイン薬局富合店 熊本市南区富合町古閑959-1 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一 北海道札幌市東区東苗穂五条一丁目2-1		

告 示 第 8 8 1 号

平成25年11月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
たさき眼科クリニック 熊本市西区田崎一丁目3-76 医療法人 たさき眼科クリニック 理事長 池間 宏介	平成25年8月31日
(訪問看護)	
訪問看護ステーションきんもくせい 熊本市南区富合町古閑1012 医療法人相生会 にしくまもと病院 理事長 小西 淳二	平成25年8月31日

(薬局)	
武蔵中央薬局 熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目 9-13 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	平成 25 年 10 月 31 日

告示第 882 号

平成 25 年 11 月 27 日

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43601 90690	訪問看護ステーションわかば 熊本市東区若葉六丁目 3-58	株式会社ヘルスケアわかば 熊本市東区若葉六丁目 3-58 代表取締役 猪原 智香子	平成 25 年 12 月 1 日	訪問看護
43601 90690	訪問看護ステーションわかば 熊本市東区若葉六丁目 3-58	株式会社ヘルスケアわかば 熊本市東区若葉六丁目 3-58 代表取締役 猪原 智香子	平成 25 年 12 月 1 日	介護予防訪問看護

告示第 883 号

平成 25 年 11 月 27 日

第 21 回熊本市景観審議会の開催にあたり、熊本市景観審議会傍聴実施要領（平成 14 年 12 月 2 日制定）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開催日時  
平成 25 年 12 月 4 日(水) 午後 1 時 30 分から
- 2 会場  
熊本市中央区花畑町 4 番 18 号 国際交流会館 3 階 国際会議室
- 3 議案  
議題 桜町地区再開発事業について
- 4 傍聴申し込み手続き
  - (1) 申し込み期限 平成 25 年 11 月 29 日（金）17 時まで
  - (2) 申し込み先 熊本市都市建設局 開発景観課 景観整備係  
電話 096-328-2111 内線 2507
  - (3) 定員 10 名（申込みが定員を超える場合は公開抽選）

告示第 884 号

平成 25 年 11 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 幸山政史

- 1 期 日 平成 25 年 12 月 5 日  
 2 場 所 熊本市役所

告 示 第 8 8 5 号

平成 25 年 11 月 28 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第 69 条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定医療機関	所在地	辞退する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	辞退年月日
武蔵中央薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘四丁目 9 番 13 号	調剤	井上 恵美子	平成 25 年 10 月 31 日

告 示 第 8 8 6 号

平成 25 年 11 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称

秋津レークタウン自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

熊本市東区秋津町秋田 3339-16、3438-1 から 64、3439-1 から 74、3440-1 から 56、3441-1 から 52、3442-1 から 55、3443-1 から 58、3444-1 から 56、3445-1 から 45、3446-1 から 42 までの区域とする。

4 主たる事務所

熊本市東区秋津町秋田 3439-60

5 代表者の氏名

金生 延也

6 代表者の住所

熊本市東区秋津町秋田 3443-25

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

8 代理人の有無

無

## 9 解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

## 10 認可年月日

平成25年11月26日

告 示 第 8 8 7 号

平成25年11月29日

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第63号）第4条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
泌尿器科	中神 正巳	西日本病院	熊本市東区八反田三丁目 20番1号	平成25年9月1日
耳鼻咽喉科	熊井 良彦	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日
耳鼻咽喉科	西本 康兵	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日
内 科	中下 尚登	内科熊本クリニック	熊本市東区沼山津四丁目 1番1号	平成25年11月27日
脳神経外科	後藤 真一	熊本総合麻台リハビリテー ション病院	熊本市中央区帯山八丁目 2番1号	平成25年11月27日
神経内科	小阪 崇幸	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番 5号	平成25年11月27日
神経内科	菅 智宏	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目1 番60号	平成25年11月27日
神経内科	植田 光晴	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日
神経内科	三隅 洋平	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日
神経内科	軸丸 美香	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日
神経内科	森 麗	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日
神経内科	高松 孝太郎	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1番1号	平成25年11月27日

告 示 第 8 8 8 号

平成25年11月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び熊本市財政状況の公表に関する条例（昭和23年告示第51号）第2条の規定に基づき、熊本市の財政状況を次のとおり公表する。

熊本市長 幸山政史

以下、登載省略

告 示 第 8 8 9 号

平成 25 年 1 1 月 2 9 日

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地  
熊本市中央区本庄三丁目 2 番 2 の一部（別図のとおり）
- 2 当該区域において土壤の土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 3 1 条第 2 項の基準（土壤含有量基準）に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

## 公 告

公 告 第 7 7 4 号

平成 25 年 1 1 月 1 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区富合町大町字屋敷 1082 番  
402.32 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区月出二丁目 3 番 4 - 403 号  
荒田 裕次郎

公 告 第 7 7 5 号

平成 25 年 1 1 月 1 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区御幸西四丁目 482 番 1、483 番 1、487 番、1381 番、市道、水路  
2,041.96 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号  
株式会社 九建ホーム  
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 7 8 0 号

平成 25 年 1 1 月 2 2 日

平成 25 年度地籍調査事業の一筆地調査に係る土地所有者等の所在が明らかでないことから、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業計画が公示された日 平成 25 年 4 月 26 日

- 2 調査を実施する者の名称 熊本市
- 3 調査地域 東区戸島五丁目、東区戸島六丁目、東区戸島町の各一部
- 4 調査の期間 平成25年5月27日から平成26年3月31日まで
- 5 土地の所在 熊本市東区戸島六丁目
- 6 土地の地番 242番
- 7 土地の地目 畑
- 8 所在が明らかでない者の名称及び住所  
名称 : 節儀 実(實)次  
住所 : 不明
- 9 土地の所在 熊本市東区戸島六丁目
- 10 土地の地番 259番5、259番10
- 11 土地の地目 公衆用道路
- 12 所在が明らかでない者の名称及び住所  
名称 : 有限会社 池川開発  
住所 : 熊本市中央区上水前寺二丁目8番24号
- 13 連絡先 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市都市建設局土木管理課地籍調査班(花畑町別館2階)  
電話 096-328-2468

---

公 告 第 7 8 2 号

平成25年11月26日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区小山三丁目563番1  
2,958.31平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本県玉名市伊倉南方1373番地  
有限会社 規工川工業  
代表取締役 規工川 都

---

公 告 第 7 8 6 号

平成25年11月28日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区域山半田一丁目500番1、500番2  
260.31平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市西区上代一丁目3番12号 美翔ハイツB202  
江口 直也

---

公 告 第 7 8 7 号

平成25年11月28日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区沖新町字今新開割 6 6 5 番 8  
3 3 8. 5 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区帯山二丁目 1 3 番 5 5 号 モナリエマイ 1 0 1 号  
福岡 天生  
熊本市南区田迎一丁目 1 番 8 号  
西 文子

公 告 第 7 8 9 号

平成 25 年 1 月 2 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区長嶺南四丁目 2 1 7 8 番 1 0、2 1 7 8 番 1 1、2 1 7 8 番 5 6 4、2 1 7 8 番 6 3 6、2 1 7 8 番 6 3 8  
4, 7 8 5. 2 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市中央区舞鶴一丁目 1 番 3 号  
株式会社アイランド  
代表取締役 亀頭 隆行

公 告 第 7 9 0 号

平成 25 年 1 月 2 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区長嶺南七丁目 1 5 5 1 番 1、1 5 5 1 番 1 7  
2, 9 0 9. 2 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号  
株式会社 川崎ハウジング  
代表取締役 若林 和彦

## 中 央 区

中央区告示第 2 2 号

平成 25 年 1 月 2 2 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 1 月 1 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 2 3 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

## 東 区

東区告示第 1 1 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

東区告示第 1 2 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

## 西 区

西区告示第 1 0 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

## 北 区

北区告示第 1 0 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

北 区 告 示 第 1 1 号

平成 25 年 1 1 月 2 7 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 6 9 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 3 6 2 号	熊本市東区戸島町 9 2 0 番地 4 弥生建設株式会社 代表取締役 坂田 和生	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日
		代表者及び営業所の変更

## 教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 1 5 号

平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時  
平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日（金） 午後 2 時から
- 2 場所  
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議案
  - (1) 平成 2 5 年度熊本市一般会計 1 2 月補正予算（教育費）について
  - (2) 平成 2 5 年度熊本市教育委員会事務事業点検評価報告書（平成 2 4 年度事業分）について
  - (3) 教頭の採用について
- 3 協議
  - (1) 熊本市教育振興基本計画の見直しについて
  - (2) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について
  - (3) 第 5 次行財政改革計画（教育委員会所管分）について

(4) 熊本市いじめ防止基本方針の策定の進め方について

#### 4 報告

- (1) 平成 25 年度教育委員行政視察実施状況報告について
- (2) 平成 25 年度企画教育市民委員会行政視察実施状況報告について
- (3) 第 6 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (4) 力合西小学校校歌及び校章制定の報告について
- (5) 広報広聴関係について

## 農 業 委 員 会

農委公告第 13 号

平成 25 年 11 月 28 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 25 年 12 月 6 日 (金) 午後 1 時 30 分
- 2 場所 市役所 14 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
  - 第 2 号議案 競売買受適格証明願 (耕作目的 : 会許可分)
  - 第 3 号議案 事業計画変更
  - 第 4 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (9 号)
  - 第 7 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

## 人 事 委 員 会

人委規則第 5 号

平成 25 年 11 月 28 日

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市単身赴任手当支給規則 (平成 6 年人委規則第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号ア(ウ)中「(ア)、(イ)」を「(ア)、(イ)及び(ウ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、住居の移転を伴う直近の勤務公署を異にする異動の直前の居住地に転居すること。

第 3 条第 2 項中「又は第 2 号ア(ウ)」を「、第 2 号ア(エ)」に改め、「同号イ(イ)」の次に「又は前項第 7 号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。